

新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定ならびに第105回定時株主総会決議（決議日：平成17年6月29日）に基づき、従業員インセンティブ型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

当社の従業員および資生堂グループ会社の取締役、従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材を確保し資生堂グループ全体の企業価値向上に資するためのストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものである。

本新株予約権は、資生堂グループ社員が株主と利益意識を共有しながら業績向上に努めるインセンティブとしてのストックオプションである。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の従業員	344名
資生堂グループ会社の取締役、従業員	815名

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 1,851,000株

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

1,851個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1,000株）。

ただし、上記(2)に定める株式数の調整を行った場合は、株式数について同様の調整を行う。

(4) 各新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 発行日

平成17年11月7日

(6) 各新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の前日から遡って 20 日間（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし新株予約権発行日の終値を下回らないこととする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または移転（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

※本払込金額は発行日（平成 17 年 11 月 7 日）に確定します。確定次第あらためて公表いたします。

(7) 新株予約権の権利行使期間

平成 19 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または資生堂グループ会社の取締役、執行役員、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- ②権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人のうち 1 名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- ③その他権利行使の条件については、本新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

(9) 新株予約権の消却事由および条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却できる。
- ②新株予約権の割当てを受けた者が権利行使をする前に、当社または資生堂グループ会社の取締役、執行役員、従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当社は当該新株予約権を無償で消却できる。
- ③新株予約権の割当てを受けた者が「新株予約権割当契約」に定める新株予約権の権利行使期間内に権利行使をしなかった場合、当社は当該新株予約権を無償で消却できる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

以 上